

回 答 書

令和5年6月 日

各 位

泉大津市教育委員会事務局
スポーツ青少年課

件 名

泉大津市青少年育成プログラム開発支援業務委託に係る公募型プロポーザルへの質問
に対する回答について

上記件名にかかる質疑の回答については、下記のとおりです。(全者分)

質問1 プレゼンテーションの際に、提出書類の一部についてプロジェクターを使用して
投影することは可能か。

回答1 可能です。但し、機材に関しては全て応募者で用意して頂き、設営に関しまし
ては、プロポーザルの進行を妨げないよう、速やかに行って頂くものとします。

質問2 副本9部について「会社名称、所在地、代表者名など企業名が特定できる情報は
記載しないこと」とあるが、該当箇所について黒塗りをした状態のものを提出す
ることは可能か。

回答2 可能です。

質問3 事業実績調書に添付する、実績を有することがわかる資料（契約書等写し及び業
務報告書写し等）についても、副本として9部提出が必要か。

回答3 お見込みのとおりです。

質問4 事業実績調書に添付する、実績を有することがわかる資料（契約書等写し及び業
務報告書写し等）について、契約書等写しと、業務報告書写し等については、両
方の提出が必要か。

また、報告書は自治体によって様々で、個人情報載っており、そもそも共有が
可能かなど自治体に確認する必要が出てくるかもしれないが、報告書以外で実績
として取り扱えるものはあるか。たとえば、自治体WEBサイトのリンクや当団体
の広報物など。

回答4 可能な限り、契約書等写し及び業務報告書写し等につきましては、両方の提出を
お願いします。但し、個人情報保護の観点または共有不可との見解より、提出が

難しいものについては、提出して頂かなくても結構です。また、報告書以外で実績として取り扱えるものとしては、受託されたものと確実にわかるものについては、参考資料として可とします。

質問 5 放課後子ども教室の運営自体には携わらないという認識でお間違いないでしょうか。その場合、ご提案させていただくプログラムが当社独自のものの場合、来年度 4 月からの実施は難しいという認識でお間違いないでしょうか。

回答 5 仕様書に記載のとおり、放課後子ども教室の実施に向けた仕組みづくりの構築及び持続可能な活動に向けての広報・認知拡大を行って頂くことになり、最低限、仕様書の範囲内では運営に係って頂くこととなります。
また、本プロポーザルにおきましては、今年度を実施するもので、次年度以降については対象としておりません。

質問 6 現在、貴市での放課後子ども教室の運営実績をご教示ください。

回答 6 本市における青少年育成プログラムに位置づけられるものとしましては、令和 5 年度は 0 件、令和 4 年度は 2 件、令和 3 年度は約 10 件となります。

質問 7 選任の従業員が必要なのか。その場合の勤務形態および勤務場所について。

回答 7 仕様書を確認の上、各位でのご判断をお願いします。

質問 8 具体的に想定される委託業務内容、スケジュール、必要人員等をご教示ください。

回答 8 仕様書を確認の上、各位でのご判断をお願いします。